

令和8年度
事業要覧



日本赤十字社 北海道支部
Japanese Red Cross Society



I	社員(会員・協力会員)と社資	2
II	事業の実施	4
	1. 災害救護事業	4
	2. 赤十字の講習	7
	3. 地域福祉活動	12
	4. 赤十字奉仕団	13
	5. 青少年赤十字	17
	6. 国際活動	20
	7. 広報活動	21
	8. 社会福祉事業	23
	9. 医療事業	24
	10. 看護師養成事業	28
	11. 血液事業	29
III	令和8年度一般会計歳入歳出予算額	35
IV	税制上の優遇措置	36
V	日本赤十字社の表彰	37
VI	北海道支部役員等名簿	39
VII	日本赤十字社北海道支部組織図	40

はじめに

日本赤十字社北海道支部の各事業につきましては、道民のさま並びに関係者の皆さまの温かいご理解とご協力のもとに推進することができ、心から感謝申し上げます。

さて、日本で赤十字の活動が始まってから来年で150年を迎えます。

今を生きる私たちと先人たちは、赤十字を支えてくれる方々とともにさまざまな人の苦しみに向き合ってきました。

これからも「苦しんでいる人を救いたい」という思いを実現するために皆さまのご理解とご協力を得て活動してまいります。

令和7年度はトカラ列島の群発地震、岩手県大船渡市の山林火災や、記録的豪雨など、日本各地で災害が相次ぎました。

また、国外においてもミャンマー地震、パキスタンの洪水などの自然災害の他、ウクライナや中東における人道危機など、国内外問わず支援を必要としている人たちが今もなお苦しみを抱えて生活しています。

日本赤十字社では、全国各地の赤十字病院に医師、看護師、事務職員等で構成する「医療救護班」を常備しており、道内においても10カ所の赤十字病院に20救護班を編成し、緊急時の出動はもとより、各種訓練や救護装備の整備により、災害への備えを充実します。

令和8年度の北海道支部における各事業につきましては、災害救護事業では、災害救護訓練・研修の実施や他機関主催の訓練参加をはじめ、地域への災害救護装備の整備等により、災害への備えを進めます。

講習普及事業では、札幌市において「幼児安全法」の指導員を養成します。計画的な指導員の養成により、全道各地で講習が行える体制を整備します。

また、令和8年12月には赤十字の講習が100周年を迎えることから、これまでの活動に携わってくださった方々の想いとともにもこれからも「いのちをまもる」講習が多くの人々に広がるよう普及してまいります。

地域福祉活動では、子育て支援事業への協力や健康増進セミナーの開催などを実施します。

活動を支える赤十字奉仕団では、奉仕団啓発グッズの活用や奉仕団研修会の充実強化、赤十字奉仕団サロンによる団員同士の交流をとおして、各奉仕団活動の活性化と奉仕団同士の連携強化を図りながら、活動の理解と普及に努めます。

青少年赤十字では、青少年赤十字北海道指導者協議会や赤十字ボランティアと連携し、学校教育の場における青少年赤十字の普及に努めます。

令和8年度も、本書記載の各赤十字事業を展開してまいりますので、変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年4月

日本赤十字社北海道支部

I

社員(会員・協力会員)と社資

日本赤十字社は、日本赤十字社法に基づく「社員」をもって組織される法人であり、社員（会員・協力会員）が納める「社費（会費）」とそのほかの「寄付金」による『社資』によって活動が支えられています。

社員（会員・協力会員）を増やし、活動資金である「社資」の協力を得ることで人道的活動を安定的、かつ継続的に実施することができます。

社資募集にあたっては、地区・分区との連携が肝要であるため、地区（本部）事務担当者会議や地区（本部）長・幹事会議を開催して情報共有を図るほか、地区・分区で実施される各種会議への出席などにより地区・分区との連携を強化していきます。

また、分区の社資募集活動を強化するため、今後、分区の担当者会議を4ブロック（道央・道北・道南・道東）に分け開催する計画を立てております。

道民に赤十字活動及び活動資金の重要性を知っていただくため、チラシのリニューアルをはじめホームページ、SNS等、インターネットを介して活動を周知し支援を呼びかけるとともに、赤十字奉仕団、協賛委員による地域での社資募集活動や法人訪問、ダイレクトメールの送付等により社資協力を依頼します。

さらに、近年問い合わせが増えている遺贈や相続財産寄付については、パンフレットやホームページを用いて周知します。

令和8年度社資募集目標額（令和6年度～令和8年度の目標額は同額）

扱い区分		一般社資	法人社資	計
地区 扱い	地方地区	76,810千円	8,445千円	85,255千円
	市地区	294,442千円	21,583千円	316,025千円
支部扱い		13,104千円	23,472千円	36,576千円
合 計		384,356千円	53,500千円	437,856千円

※各振興局に置く地区を「地方地区」と呼称する。

※

地区本部…札幌市
地区……各振興局・各市・札幌市10区
分区……各町村
以下、「地区・分区」と表記する。

令和8年度 地区別社資募集目標額

(単位：千円)

地区名	一般社資	法人社資	合計	地区名
空知	5,565	550	6,115	空知
石狩	1,561	125	1,686	石狩
後志	7,488	890	8,378	後志
胆振	4,458	475	4,933	胆振
日高	5,021	690	5,711	日高
渡島	7,471	740	8,211	渡島
檜山	2,983	350	3,333	檜山
上川	7,301	745	8,046	上川
留萌	2,046	255	2,301	留萌
宗谷	2,335	315	2,650	宗谷
オホーツク	8,495	940	9,435	オホーツク
十勝	13,594	1,315	14,909	十勝
釧路	4,850	570	5,420	釧路
根室	3,642	485	4,127	根室
計	76,810	8,445	85,255	計
札幌市	117,940	2,608	120,548	札幌市
函館市	18,472	2,325	20,797	函館市
小樽市	9,032	1,020	10,052	小樽市
旭川市	23,324	2,610	25,934	旭川市
室蘭市	6,088	745	6,833	室蘭市
釧路市	12,308	1,490	13,798	釧路市
帯広市	11,636	1,585	13,221	帯広市
北見市	9,335	995	10,330	北見市
夕張市	608	80	688	夕張市
岩見沢市	6,686	580	7,266	岩見沢市
網走市	2,586	335	2,921	網走市
留萌市	1,711	200	1,911	留萌市
苫小牧市	11,871	1,320	13,191	苫小牧市
稚内市	2,717	350	3,067	稚内市
美唄市	1,835	175	2,010	美唄市
芦別市	1,193	115	1,308	芦別市
江別市	8,497	605	9,102	江別市
赤平市	853	80	933	赤平市
紋別市	1,793	225	2,018	紋別市
士別市	1,591	190	1,781	士別市
名寄市	2,222	255	2,477	名寄市
三笠市	725	70	795	三笠市
根室市	2,053	260	2,313	根室市
千歳市	6,885	570	7,455	千歳市
滝川市	3,284	340	3,624	滝川市
砂川市	1,410	150	1,560	砂川市
歌志内市	247	25	272	歌志内市
深川市	1,747	185	1,932	深川市
富良野市	1,690	205	1,895	富良野市
登別市	3,778	280	4,058	登別市
恵庭市	4,859	335	5,194	恵庭市
伊達市	2,896	245	3,141	伊達市
北広島市	4,401	345	4,746	北広島市
石狩市	4,439	380	4,819	石狩市
北斗市	3,730	305	4,035	北斗市
市地区計	294,442	21,583	316,025	市地区計
地区計	371,252	30,028	401,280	地区計
支部計	13,104	23,472	36,576	支部計
合計	384,356	53,500	437,856	合計

Ⅱ 事業の実施

1. 災害救護事業

近年、大規模・頻繁化する災害に対応するため、令和8年度も引き続き「日本赤十字社北海道支部防災業務計画」に基づき、災害救護活動の充実・強化に努めます。

避難所の巡回診療やアセスメント等の『医療救護』活動や、アセスメントの結果をWEB上で本部報告するなど、ITを活用した研修・訓練を実施します。

また、地区・分区用の災害救護装備として、災害救援車「博愛号」、災害用天幕、災害用炊き出し釜を配置します。



訓練での避難所巡回

（1）各種研修・訓練の実施・参加

1）支部主催による研修会

救護班主事と支部災害対策本部要員の役割を学び、有事の際に円滑に救護活動が行えるよう、知識と技術を学ぶことを目的として道内10病院の救護班主事と、支部災害対策本部要員を対象とした救護班主事・支部災害対策本部要員研修会を実施します。

2）支部主催による災害救護訓練

支部災害対策本部要員並びに道内赤十字病院救護班に対する訓練を実施します。

また、広域応援体制強化を目的として実施される第1ブロック（東北・北海道）支部合同災害救護訓練に救護班を派遣するとともに、支部災害対策本部要員も参加します。

事業名	開催予定	場所	参加対象
救護班主事・ 支部災害対策本部要員研修会	8月20日 ～21日	札幌市	道内赤十字病院救護班主事及び 北海道支部主事・係長
赤十字災害救護訓練	10月1日 ～2日	札幌市	支部災害対策本部要員 道内赤十字病院救護班 関係機関
第1ブロック支部合同 災害救護訓練（東北・北海道）	10月9日 ～10日	福島県	東北各県支部及び管内赤十字病院 救護班 北海道支部及び道内赤十字病院 救護班

3) 他機関主催による災害救護訓練

自治体や他機関が行う各種災害救護訓練にも積極的に参加し、赤十字の使命達成に努めます。

事業名	主催	開催予定	場所	参加対象
総合水防演習	北海道開発局	6月6日	岩見沢市	水防機関 日赤北海道支部 赤十字奉仕団
北海道防災総合訓練	北海道防災会議	未定	未定	北海道防災会議構成機関 日赤北海道支部 道内赤十字病院 赤十字奉仕団
北海道原子力防災訓練	北海道防災会議	未定	未定	北海道防災会議構成機関 日赤北海道支部 道内赤十字病院

(2) 災害救護装備の配置

1) 災害救援車「博愛号」

地区・分区における救護活動や各種赤十字事業を迅速・円滑に実施するため、災害救援車「博愛号」を8台配置します。



博愛号引渡式

2) 災害用天幕

地区・分区が参加する各種防災訓練や地域のイベントにおける赤十字の広報活動等に活用するため、災害用天幕を6張配置します。

3) 災害用炊き出し釜

災害発生時はもとより、地区・分区が参加する各種防災訓練や奉仕団研修会、広報イベント等で行う炊き出し用機材としても活用できる災害用炊き出し釜を5台配置します。

(3) 委託協定等

災害救助法に基づく北海道知事との「救助又はその応援に関する委託協定」（令和元年8月30日一部改正）及び第一管区海上保安本部長との「災害救助相互協力に関する協定」（昭和35年2月1日締結）の円滑な実施に努めます。

(4) 義援金の募集

災害救助法の発令等、甚大な被害が発生した場合は、速やかに北海道災害義援金募集委員会を設置し、義援金募集活動に取り組み、被災者支援に努めます。

(5) ボランティア等による救護活動

海水浴場、プール、スキー場での事故防止対策の推進に努めるほか、道内を会場とした全国的なスポーツ大会等における救護活動の要請に応えます。

- 1) 救護班によるスポーツ大会等での救護活動
- 2) ボランティアによるスポーツ大会等での救護支援活動
- 3) ボランティアによる海水浴場及びプールでの事故防止活動と応急手当
- 4) ボランティアによるスキー場での事故防止活動と応急手当

(6) 地域で守る赤十字防災セミナーの開催

1) 地域で守る赤十字防災セミナー

将来、高い確率で発生が懸念されている大規模災害から、道民のいのちを守るために、防災・減災の知識や技術を学ぶ赤十字防災セミナーを開催します。

事業名	開催予定	場所	参加対象	予定人数
地域で守る赤十字防災セミナー	随時	未定	一般市民	200名



栗山町での赤十字防災セミナー

2. 赤十字の講習

心肺蘇生に関する国際基準である「JRC蘇生ガイドライン2020」に対応した講習を実施します。

特に、事故防止を基本とした緊急時に役立つ知識や技術を広く道民に普及するため、AEDを中心とする救急法を地区・分区との連携を深めながら、全道的な普及に努めます。

また、誰もがすこやかに過ごすために必要な健康増進の知識や技術が習得できる健康生活支援講習にも力を入れ普及を図るほか、各講習の普及体制を強化するため、指導員を計画的に養成します。

令和8年12月に赤十字の講習は100周年を迎えます。

赤十字講習100周年記念企画として、令和8年5月から10月までの期間、全国キャラバンを展開し、令和8年12月13日（日）に日本赤十字社（本社）でシンポジウムを実施予定です。

スローガンは「いのちをまもる勇氣 つないだ100年 これからも」です。



車いす実技を学ぶ高校生
健康生活支援講習支援員養成講習

（1）一般普及講習

講 習 名		予定回数
救 急 法	短期講習	100回
	基礎講習 【内容】 ・心肺蘇生 ・AEDの使い方 ・気道異物除去など 【時間】 4時間（検定時間含む）	110回
	救急員養成講習 【内容】 ・急病の手当 ・けがの手当て（止血・包帯・固定） ・搬送及び救護 【時間】 9時間40分（検定時間を含まない）	70回

講 習 名		予定回数
水 上 安 全 法	短期講習	50回
	救助員Ⅰ養成講習 【内容】 （プール） ・泳ぎの基本と自己保全 ・事故者の救助及び応急手当など 【時間】 14時間（検定時間を含まない）	10回
	救助員Ⅱ養成講習 【内容】 （海） ・海、河川及び湖沼での事故防止 ・泳ぎの基本と自己保全 ・事故者の救助及び応急手当など 【時間】 12時間（検定時間を含まない）	10回

講 習 名		予定回数
雪 上 安 全 法	短期講習	10回
	救助員Ⅰ養成講習 【内容】 ・雪上での事故防止 ・スキーの基本 ・雪上での事故者の救助技術など 【時間】 7時間（検定時間を含まない）	15回
	救助員Ⅱ養成講習 【内容】 （ゲレンデ） ・スキーパトロールのスキー技術 ・ゲレンデでの応急手当及び搬送など 【時間】 12時間（検定時間を含まない）	15回

講 習 名		予定回数
健康生活支援講習	短期講習（地域で支える認知症を含む）	20回
	災害時高齢者生活支援講習 【内容】 ・ 災害への備え ・ 避難生活 ・ 高齢者の避難生活と支援 ・ 知って役立つ技術 ・ 避難生活における支援にあたって 【時間】 1 時間30分	20回
	支援員養成講習 【内容】 ・ 高齢者の健康と安全のために ・ 地域における高齢者支援に役立つ知識と技術 ・ 自立に向けた生活の仕方や工夫など 【時間】 9 時間（検定時間を含まない）	15回

講 習 名		予定回数
幼 児 安 全 法	短期講習	75回
	災害時乳幼児生活支援講習 【内容】 ・ 災害への備え ・ 避難生活 ・ 乳幼児と保護者の避難生活と支援 ・ 知って役立つ技術 ・ 避難生活における支援にあたって 【時間】 1 時間30分	10回
	支援員養成講習 【内容】 ・ こどもに起こりやすい事故の予防と手当 ・ こどもの病気と看病 ・ こどもに対する心肺蘇生、AEDの使い方など 【時間】 10時間（検定時間を含まない）	15回

(2) 指導員養成講習

各種講習のより一層の普及を図るため、指導員養成講習を実施します。

幼児安全法 指導員養成講習	場 所	定 員
	札幌会場	20名

(3) 講習会開催地区・分区助成金の交付

各種講習のより一層の普及促進を図るため、引き続き地元指導員並びに各奉仕団が主管する地区・分区主催講習会に対して、講習会開催助成金を交付します。

(4) 指導員研修会

講習普及にあたる指導員資格を継続するため、各種講習指導員（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）の研修会を次のとおり実施し、資格継続とともに指導技術の向上を図ります。

研修名	対象者数	実施回数
救急法指導員研修会	389名	9回
水上安全法指導員研修会	85名	3回
雪上安全法指導員研修会	102名	2回
健康生活支援講習指導員研修会	87名	6回
幼児安全法指導員研修会	92名	6回
合 計	755名	26回

(5) 指導員資格継続適性審査の実施

指導員資格を取得してから9年目を迎える指導員の知識と技術を確認するため、指導員資格継続適性審査（救急法、水上安全法、雪上安全法、健康生活支援講習、幼児安全法）を指導員研修会にあわせて実施します。

(6)「ワールド・ファーストエイド・デー」行事の実施

国際赤十字・赤新月社連盟が救急法の普及促進を図るため、毎年9月第2土曜日に世界的な取り組みとして実施している「ワールド・ファーストエイド・デー（令和8年9月12日）」と連動した救急法普及イベントを実施します。

北海道救急法・水上安全・スキーパトロール赤十字奉仕団協議会及び子育て支援赤十字奉仕団の協力のもと道内各地で実施し、一般市民に対して、心肺蘇生法等の体験により救急法の効果と必要性を広く周知することで、救急法講習の普及促進、さらには赤十字を知ってもらうきっかけとなる事業とします。

(7) 公的機関に対する協力

道内の公安委員会指定自動車教習所の教官を対象とした「応急救護処置指導者」の養成に協力しており、「応急救護処置指導者養成講習」に救急法指導員を派遣します。

(8) その他

1) 北海道赤十字スキーパトロール競技大会の開催

全道各地で活躍するスキーパトロール員の知識と技術の向上を図り、赤十字理念の一層の普及に努めることを目的として開催します。

(北海道赤十字スキーパトロール協議会との共催)



北海道赤十字スキーパトロール競技大会

2) 赤十字水上安全法・北海道ミーティングの開催

水上安全法の知識と技術の向上を図り、赤十字理念の一層の普及に努めることを目的として開催します。(北海道水上安全赤十字奉仕団協議会との共催)

3. 地域福祉活動

(1) 子育て支援事業への協力

少子社会を背景に各地で行われている子育て支援の一環として、子どもに起こりやすい事故に対する手当ての方法や事故防止、家庭内での看護の方法など、日常生活で役立つ知識や技術を内容とした講習を実施するため、保育士や保護者を対象とした研修に幼児安全法指導員を派遣し、協力します。

(2) 地域包括ケア推進事業

高齢者が要介護など支援の必要な状態となっても、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活し続け、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域ぐるみで支える「地域包括ケアシステム」の担い手の一つとして、ノルディックウォーキングの実技と赤十字健康生活支援講習の内容から、誰もが迎える高齢期をすこやかに過ごすための健康増進の知識を紹介する「赤十字健康講座」を、赤十字奉仕団の協力を得て開催します。

また、健康生活支援講習を軸として、令和4年度からUR都市開発機構とのタイアップ事業についても、同講習に捉われることなく赤十字のリソースを生かして実施していきます。



赤十字健康講座「ノルディックウォーキング体験」

4. 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団が地域に根ざした活動を継続していけるようさまざまな奉仕団事業を展開します。

具体的には、啓発グッズの提供を通じて奉仕団活動のPRの一助とするほか、研修会等の開催により赤十字への理解を深めていただきます。

また、奉仕団が地域の実情に応じた活動に取り組めるよう各種助成金を交付します。

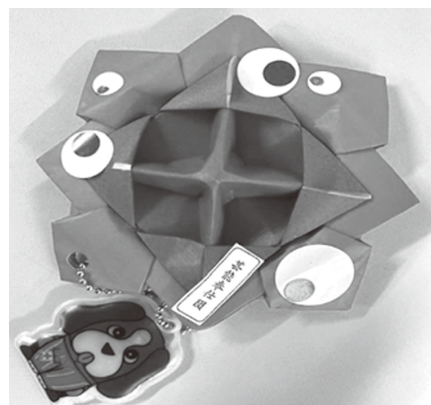


炊き出し訓練
～塩ちゃんこ鍋～

(1) キャラクターを利用した啓発グッズ

北海道支部マスコットキャラクター「アンリー」を使った啓発グッズ「携帯用反射板：アンリーリフレクター」を希望する奉仕団に提供します。

本グッズは、地域イベントでの配布や社資募集活動などの場面において、奉仕団活動のPRとして活用していくことを目的とします。



奉仕団の工夫が加えられた
グッズの一例

(2) 奉仕団研修会の充実強化

希望する地区・分区に対し、奉仕団指導講師および支部職員を派遣して奉仕団研修を実施します。

赤十字の歴史や北海道支部の事業内容、社資の現状など赤十字への理解を深め、ボランティア活動の意義やリーダーとしての役割等の知識を身につける機会とします。

なお、これまで別々に実施してきた基礎研修会および中級研修会の区分を廃止し、「奉仕団研修会」として実施します。



中級研修会の1コマ
～段ボールでトイレ作り～

(3) 奉仕団指導講師の研修

奉仕団指導講師を一堂に会した研修会を実施し、各地で行われる奉仕団研修の充実のため指導内容の統一や指導方法について研修を行います。

(4) 諸会議、研修会等の開催・派遣

道内奉仕団の連絡調整及び奉仕団活動の推進と発展を図るため、諸会議や研修会等を開催するほか、本社行事へ奉仕団員を派遣し、奉仕団運営の一助とします。

◎北海道支部・各ブロック協議会主催

事業名	開催予定	場所
赤十字奉仕団北海道支部委員会	令和9年3月	札幌市
北海道赤十字奉仕団各ブロック協議会	未定	道内各会場

◎総会（特殊奉仕団協議会主催）

事業名	開催予定	場所
北海道救急法赤十字奉仕団協議会総会	4月	札幌市
北海道水上安全赤十字奉仕団協議会総会	4月	
北海道無線赤十字奉仕団協議会総会	4月	
北海道点訳赤十字奉仕団協議会総会	5月	
北海道赤十字スキーパトロール協議会総会	6月	
北海道芸能赤十字奉仕団協議会総会	10月	

◎大会・研修会（協議会・支部主催）

事業名	開催予定	場所
第42回赤十字水上安全法北海道競技大会	未定	未定
第53回北海道赤十字スキーパトロール競技大会	未定	未定
北海道点訳赤十字奉仕団協議会研修会	未定	札幌市
北海道無線赤十字奉仕団協議会研修会	未定	未定

◎日本赤十字社（本社）主催

事業名	開催予定	場所
赤十字奉仕団中央委員会	6月	東京都
全国青少年赤十字賛助奉仕団協議会総会	7月	
ボランティア・リーダー研修会 (地域・特殊・青年赤十字奉仕団対象)	9月	
赤十字奉仕団支部指導講師研修会	12月	

◎第1ブロック（東北・北海道）主催

事業名	開催予定	場所
第1ブロック青年赤十字奉仕団協議会総会	6月	福島県
第1ブロック奉仕団委員長会議	10月	秋田県

（５）赤十字奉仕団サロンの実施

奉仕団同士の懇談会を設け、自団の悩みや課題等を共有するほか、活動事例をお互いに紹介することで、新たな「気づき」や「発見」につなげ、奉仕団の活動の展開の一助とします。

また、交流を通じて、将来単独での活動が困難になった場合でも、複数の奉仕団同士が連携して活動できるようなきっかけとします。



異なる奉仕団同士が
楽しくお話ししている様子

◎北海道支部主催

事業名	開催予定	開催地
赤十字奉仕団サロン（道南ブロック）	未定	室蘭市
赤十字奉仕団サロン（道東ブロック）	未定	釧路市

(6) 赤十字奉仕団助成金の交付

各種奉仕団・協議会の運営並びに活動を推進するための助成金を以下のとおり交付します。

助 成 金 種 類			内 容
運 営 助 成 金	奉 仕 団		奉仕団員の構成人数により助成 (構成人数基準は助成金交付要項による)
	地域奉仕団ブロック協議会		各ブロック協議会に対し、5,000円×地区分区数を助成
	特別奉仕団協議会		各協議会に対し、20,000円を基礎額とし、 2,000円×団数を加算して助成（年額50,000円上限）
	地方地区協議会		地方地区に対し、1,000円×分区数を助成
活 動 助 成 金	奉 仕 団	単位団	活動経費総額の2/3を助成（年額80,000円上限）
		複数団	・ 地域内複数団の共同での活動に対し2/3を助成 （年額150,000円上限） ・ 地方地区内の複数団の活動である広域的活動に 対し、2/3を助成（年額300,000円上限）
	各 種 協 議 会		活動費の2/3を助成（年額300,000円上限）
研 修 助 成 金	奉 仕 団		研修に係る費用を助成（年額20,000円上限）
	各 種 協 議 会		研修に係る費用を助成（年額40,000円上限）
結 成 祝 金			赤十字奉仕団結成時に10,000円を交付
記 念 式 典 祝 金			赤十字奉仕団・協議会等の周年記念式典に伴う祝金 （基準は助成金交付要項による）

※交付基準・助成金対象活動については、「日本赤十字北海道支部赤十字奉仕団助成金交付要項」に基づき、交付します。

5. 青少年赤十字

青少年赤十字の態度目標である「気づき・考え・実行する」ための主体性を育み、「思いやり・優しさ」といった人道の心を育成するため、青少年赤十字事業の推進に努めます。

また、主体性や協働性を育む「リーダーシップ・トレーニング・センター（トレセン）」及びより高いリーダーシップの発揮を目指す「スタディー・センター（スタセン）」を開催します。



トレセンに参加した高校生が学んだことをまとめたポスター

（１）未加盟校への普及促進活動

北海道教育委員会等の協力のもと、学校長会議などで青少年赤十字への理解促進を図るほか、各種関係機関と連携し、未加盟校に対する青少年赤十字の普及に努めます。

（２）指導者の研修

青少年赤十字の指導者として活動している教職員を対象に、リーダーシップ・トレーニング・センターや防災教育等の青少年赤十字の活動について、理解促進を図り、情報交換の場を設けます。

また、青少年赤十字に関わったことのない教職員にも参加を呼びかけ、青少年赤十字の理念や活動について理解を深めていただくとともに、自校にどのように取り入れていくことができるかを考えるきっかけとします。



指導者同士で議論を深めている

（３）活動推進校への助成

加盟校に対し、青少年赤十字のプログラムが実用的に取り入れられるよう「青少年赤十字加盟校活動サポート助成金」を交付するとともに、加盟校の先進的な取り組み等を表彰し、活動の活性化と充実を図ります。

(4) 赤十字出前講座の実施

加盟校からの依頼により、赤十字職員および赤十字ボランティアを派遣し、出前講座を実施します。近年、日本各地で災害が多発していることから加盟校からは「防災・減災」をテーマとした講座の要望が寄せられています。

赤十字が有する防災教育プログラムを活用し、児童・生徒が防災に関する知識を身近なものとして理解し、日常生活の中で生かすことができるよう努めます。

(5) 青少年赤十字加盟校の児童・生徒育成

1) リーダーシップ・トレーニング・センター（トレセン）の開催

青少年赤十字加盟校の小学校から高校までの児童・生徒が集まり、青少年赤十字の態度目標である「気づき・考え・実行する」を基に、赤十字や人道について学びます。

また、思いやり・優しさの心を育むとともに、青少年赤十字の一員としてのリーダーシップを養うほか、将来、社会に出てからも役立つ力を身につけることを目的としています。



課題解決に向け
仲間と話し合った内容を発表

2) 北海道青少年赤十字スタディー・センター（北海道スタセン）の開催

リーダーシップ・トレーニング・センターを修了した児童・生徒を対象に、青少年赤十字のリーダーとしてより高いリーダーシップを発揮できる人材の育成を目的としています。

赤十字や人道に対する理解をさらに深めるとともに、仲間と協働しながら課題に向き合います。そして学びや気づきを自分の言葉で相手にどのように伝えるかを大切にしながら、実践的な力を身につけます。



スタセンの目的について
生徒に考えてもらう時間

3) 本社主催青少年赤十字スタディー・センターへの派遣

北海道のスタディー・センターに参加した高校生から選考した代表者を全国スタセンに派遣します。

全国から集まる高校生と5日間の研修を通じて、これまでの学びを生かしながら仲間と協働し、より発展的な問いやテーマに向き合い新たな学びに挑戦していきます。

(6) 各種青少年赤十字事業の開催予定・開催地

◎北海道支部・青少年赤十字北海道指導者協議会主催

事業名	開催予定	場 所
青少年赤十字指導者協議会総会・専門委員会	4 月	札幌市
リーダーシップ・トレーニング・センター	7 ～ 8 月	道内 4 地区
北海道青少年赤十字スタディー・センター	令和 9 年 1 月	札幌市
北海道青少年赤十字指導者研究会	未定	札幌市

◎日本赤十字社（本社）主催

事業名	開催予定	場 所
青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター 指導者養成講習会	5 月 29 日 ～ 31 日	東京都
青少年赤十字全国指導者協議会総会・研修会	7 月	東京都
指導主事対象青少年赤十字研究会	8 月～ 9 月	東京都
青少年赤十字中央講習会	10 月～ 11 月	東京都
青少年赤十字スタディー・センター	令和 9 年 3 月	山梨県

◎第 1 ブロック（北海道・東北）主催

事業名	開催予定	場 所
第 1 ブロック青少年赤十字指導者研究会	11 月 26 日	福島県

6. 国際活動

日本赤十字社は、赤十字国際委員会、国際赤十字・赤新月社連盟及び各国赤十字（赤新月）社との連携により国際救援及び開発協力の諸活動を展開しており、当支部も財政支援などを通じて国際活動を実施します。

（１）第１ブロック（東北・北海道）支部合同による国際活動への参加

日本赤十字社が行う国際活動（開発協力）のうち、以下の事業に第１ブロック（東北・北海道）支部として支援します。

- 1) ラオス：救急法普及支援事業
- 2) ルワンダ：気候変動等レジリエンス強化事業
- 3) アフガニスタン：気候変動対策事業

（２）国際人道法の普及

紛争の影響を最小限に抑えることを目的とした紛争時に適用される国際的なルールの総称である「国際人道法」について、ホームページなどを通じ道民に普及します。

（３）安否調査

国交のない国等からの安否調査の依頼に対し、本社等と連携をとりながら対応します。

（４）NHK海外たすけあい

世界中で紛争や自然災害、飢餓、病気などで苦しんでいる人々を救うためにNHKと共催で「海外たすけあい」キャンペーン（令和８年12月1日～25日まで）を実施し、赤十字が行う国際活動への支援を呼びかけます。



NHK海外たすけあい
オープニングセレモニー

（５）国際救援・開発協力要員の養成・派遣

本社主催の国際救援・開発協力要員養成研修会に対象職員を参加させるとともに、研修を修了した登録要員を本社の要請に基づき海外へ派遣します。



現地の理学療法士へ指導をする
栗山赤十字病院理学療法士（ウクライナ）

7. 広報活動

赤十字活動への道民の理解と協力を得るため、5月の赤十字運動月間を中心に積極的な広報活動を展開します。

また、チラシ等の印刷物やインターネット、メディアを活用し、赤十字活動を身近に感じていただくための効果的な広報に努めます。

(1) 赤十字運動月間キャンペーン

赤十字の創設者アンリー・デュナンの生誕月である5月を「赤十字運動月間」とし、広報資材の配布やイベントの開催等により赤十字思想の普及を図るとともに、各種広報媒体を通じて支援を呼びかけます。



赤十字フェスティバル
～一次救命処置体験～

1) 開催期日

令和8年5月（地域によっては5月以外となる場合もあり）

2) 会 場

道内各赤十字病院、地区・分区等

(2) 広報印刷物の作成と発行

1) 社資募集・活動PRチラシ

活動PRと社資協力を図るためのチラシを作成し、地区・分区やイベント等での社資募集に活用します。

2) 「赤十字ほっかいどう」（支部広報誌）

当支部における事業紹介及び活動資金の使途報告を行うため年1回発行し、地区・分区、役員・評議員、支部で管理する年額2,000円以上の社資協力者等へ送付します。



赤十字ほっかいどう
年1回発行

3) 赤十字NEWS（本社広報誌）の配布

日赤本社が毎月発行している広報誌を、地区（本部）・分区を始め、役員・評議員等の赤十字関係者に送付し、全国的な活動状況について周知します。

(3) ホームページ・SNSを活用した広報

ホームページでの定期的な情報発信のほか、赤十字活動を身近に感じていただくためにSNS（インスタグラム・フェイスブック）を活用し、理解促進を図ります。



北海道支部ホームページ

(4) メディアを活用した広報

テレビ広告の掲出や、訪問等による地元メディア（テレビ局5社、ラジオ局4社）との関係性の構築に努め、赤十字活動のメディアでの露出増強を図ります。



ラジオ出演時の様子
～ FM NORTH WAVE 82.5 ～

(5) イベント開催・ブース出展による広報

赤十字安全法等を体験できるイベントの開催や企業・学校等が実施するイベントにブース出展し、赤十字の各種講習、防災教育プログラムなどの体験や、活動パネル・動画などをご覧いただき、赤十字活動への関心を高め、支援をいただけるよう呼びかけます。



(6) 「ACTION！防災・減災」プロジェクト

「災害への備え」の大切さを一人ひとりが自分ごと化し、自身や家族、大切な人の命を救う具体的な行動(ACTION)を起こすきっかけ作りを目指し、特設サイトやSNSで防災・減災に関する情報を発信します。



備えるフェスタinとまこまい
～無線体験～

8. 社会福祉事業

保育所や点字図書センターを運営するとともに、赤十字の人材を活用した地域福祉活動を引き続き推進し、社会福祉向上に努めます。

（１）保育所の運営

保護者や地域から必要とされる保育所を目指し、延長保育をはじめ、産休明け保育、障がい児保育や一時預かり事業など利用者のニーズに応じた保育内容の充実を図るほか、赤十字幼児安全法講習の開催など、日本赤十字社が運営する保育所の特徴を活かした保育所づくりを進めます。

１）日本赤十字社小樽保育所

定 員 60 名

２）認定こども園

日本赤十字社釧路さかえ保育園

定 員 100 名



食育事業での野菜づくり

（２）日本赤十字社北海道支部点字図書センターの運営

北海道の委託、補助を受けて視覚に障がいを持つ方々のための点字・録音・テキストデイジー図書の整備を進めるとともに、全国の点字図書館との連携により利用者の利便性の向上を図ります。

また、北海道内において点字図書館、公立図書館及び関係機関等と連携し、情報提供サービスの推進を図るとともに、製作図書の拡充のため、北海道内の点訳・朗読・テキストデイジー奉仕員の養成事業及び製作にかかる活動を支援します。



点訳図書を作製している様子

9. 医療事業

近年の日本経済における物価や人件費の高騰により、病院経営における各種費用の増加、また医師を始めとした医療従事者の確保も厳しさを増し、医療を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いております。

こうした状況のなか、道内赤十字病院では、安定した経営および人材の確保に向け、日々努力を重ね、それぞれの地域の皆様に安心して受診いただけるよう努めるとともに、地域の医療ニーズに応じたサービスを提供するため、医療の高度化、介護・在宅医療、地域包括医療体制の強化や患者様の療養環境の改善を図り、良質な医療の提供に重点を置き、事業を展開します。

なお、栗山赤十字病院の新病院建設工事が完了し、令和7年11月4日より新病院での診療を開始いたしました。



栗山赤十字病院
(写真上：空撮南東側／写真下：1階ロビー)

(1) 地方・地域センター病院、へき地医療拠点病院運営事業

第三次医療を担う地方センター病院に北見赤十字病院が、第二次医療圏の中核病院となる地域センター病院に伊達及び浦河赤十字病院が指定されており、地域の医療機関と機能を分担しながら連携を図り、その役割を担っています。

また、伊達赤十字病院では、無医地区及び無医地区に準ずる地区に巡回診療等の医療活動を展開します。

(2) 救命救急センター運営事業

旭川及び北見赤十字病院においては、三次救急医療機関として、一次・二次救急医療機関との円滑な連携体制のもと、重篤な救急患者への医療を提供するため、高度な診療機能の強化を図るとともに、救急医療にかかる臨床研修医の教育に努めます。

(3) 災害救護体制の充実

災害拠点病院に指定されている旭川、北見、伊達及び浦河赤十字病院をはじめ、各赤十字病院において各種災害救護訓練等への参加を通じ、救護に関する知識や技術を習得するとともに、関係機関と連携を図りながら災害救護体制の充実・強化に努めます。

（４）エイズ治療体制の充実

エイズ治療拠点病院に指定されている旭川、北見及び釧路赤十字病院においては、安心して診療を受けられるようカウンセリング体制を整備するとともに、プライバシー保護、二次感染の防止にも万全を期した治療体制の充実に努めます。

（５）周産期母子医療センター事業

地域周産期母子医療センターに指定されている旭川、北見及び浦河赤十字病院や総合周産期母子医療センターに指定されている釧路赤十字病院においては、新生児及び母体の搬送受入体制を整備し、産科医療関係機関等と連携しながら、地域における母子医療機能の充実に努めます。

（６）小児救急医療拠点病院運営事業

小児救急医療拠点病院に指定されている北見、釧路赤十字病院においては、医療圏における小児救急患者の受入拠点病院として、関連機関と連携しながら体制を整備し、その役割を果たします。

（７）在宅ケアの推進

旭川、伊達、釧路、浦河、栗山、清水及び小清水赤十字病院においては、訪問看護ステーションを併設しており、自宅にて長期療養生活をおくる在宅患者及び要介護者に対して在宅訪問看護事業を実施しています。今後も利用者とその家族が安心して在宅生活を送れるようなサービスの提供に努めます。

（８）居宅介護支援事業の推進

釧路、清水赤十字病院においては、要介護認定に必要な訪問調査及びケアプランを作成する居宅介護支援事業を展開しています。地域の関係施設と連携強化を図りながら看護及び介護等にかかる各種サービスプランの提供を行います。

また、浦河赤十字病院において、看護小規模多機能型居宅介護事業を展開し、訪問看護、訪問介護だけではなく、通いや泊まりなど利用者のより細やかなニーズに対応するサービスを提供します。

(9) 地域医療支援病院事業

地域医療支援病院に指定されている旭川及び北見赤十字病院においては、地域の医療機関との適切な役割分担と連携を図り、地域医療の充実に努めます。

(10) 地域がん診療拠点病院運営

地域がん診療拠点病院に指定されている北見赤十字病院、北海道がん診療連携指定病院に指定されている旭川及び伊達赤十字病院においては、がん診療の充実に図るために必要な設備整備、診療に従事する医師などに対する研修を行い、高度な医療を提供できる環境整備を進めます。

また、地域の医療機関と情報を共有しながら、地域のがん医療の水準向上に努めます。

(11) 臨床研修体制の充実

基幹型の臨床研修病院として旭川、北見及び釧路赤十字病院が、また協力型の臨床研修病院として伊達、浦河、栗山、清水、置戸及び小清水赤十字病院が、研修体制の充実に努め、医師の育成と資質の向上に寄与します。

(12) ドクターヘリ運行事業

旭川赤十字病院では、ドクターヘリ基地病院として北海道医療計画に基づきヘリの運航を行っています。医師や看護師が必要な医療資機材とともに救急現場に到着し、速やかに適切な初期治療を行うことにより、治療効果、救命率の向上を図ります。

また、医療過疎地域を抱える道北地方での広域搬送体制の強化のため、機能の充実に努めます。

(13) 介護医療院の運営

小清水赤十字病院では、日常的な医学管理、看取りやターミナルケア等の医療機能と、生活施設としての機能を兼ね備えた介護医療院を運営し、長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、長期療養のための医療と日常生活上の支援を一体的に提供します。

令和8年度における医療事業の概要

● 旭川赤十字病院

許可病床数						標 榜 科 目	各 種 指 定	付帯施設
総数	一般	療養	結核	精神	感染			
520	480	0	0	40	0	内科、糖尿病・内分泌内科、血液・腫瘍内科、腎臓内科、循環器内科、消化器内科、消化器外科、呼吸器内科、脳神経内科、小児科、外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、呼吸器外科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、救急科、放射線科、リハビリテーション科、病理診断科、皮膚科、精神科	救命救急センター 救急告示病院 第二・三次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 地域災害拠点病院（地域災害医療センター） エイズ治療拠点病院 地域周産期母子医療センター 北海道がん診療連携指定病院 地域医療支援病院 臨床研修病院 歯科医師臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション

● 北見赤十字病院

524	482	0	0	40	2	内科、腫瘍内科、ペインクリニック内科、緩和ケア内科、消化器内科、消化器外科、神経精神科、循環器内科、小児科、小児外科、外科、呼吸器外科、整形外科、リハビリテーション科、形成外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、放射線科、麻酔科、腫瘍精神科、病理診断科、歯科口腔外科	救命救急センター 救急告示病院 第二・三次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 地域災害拠点病院（地域災害医療センター） エイズ治療拠点病院 地域周産期母子医療センター 小児救急医療拠点病院 地域がん診療連携拠点病院 地域医療支援病院 臨床研修病院 へき地医療拠点病院 地方センター病院/地域センター病院 認知症疾患医療センター 臓器提供施設	院内保育所
-----	-----	---	---	----	---	---	--	-------

● 伊達赤十字病院

177	177	0	0	0	0	内科、小児科、精神神経科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、麻酔科、循環器科、神経内科、呼吸器科、消化器科、放射線科、リハビリテーション科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 地域災害拠点病院 臨床研修病院 北海道がん診療連携指定病院 へき地医療拠点病院 地域センター病院 認知症疾患医療センター	訪問看護ステーション
-----	-----	---	---	---	---	---	--	------------

● 釧路赤十字病院

477	429	0	0	48	0	内科、消化器内科、消化器外科、小児科、小児外科、外科、乳腺外科、呼吸器外科、整形外科、泌尿器科、皮膚科、耳鼻咽喉科、眼科、産婦人科、精神科、麻酔科、歯科、矯正歯科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、放射線科、病理診断科、脳神経外科	救急告示病院 第二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急 エイズ治療拠点病院 総合周産期母子医療センター 臨床研修病院 小児救急医療拠点病院	居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション
-----	-----	---	---	----	---	--	---	-------------------------

● 浦河赤十字病院

146	91	51	0	0	4	内科、小児科、精神科、神経科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、産婦人科、皮膚科、泌尿器科、眼科、麻酔科、リハビリテーション科、放射線科、脳神経外科、心臓血管外科	救急告示病院 第二次救急指定病院 地域災害拠点病院 臨床研修病院 エイズ治療拠点病院 へき地医療拠点病院 地域センター病院 地域周産期母子医療センター	看護専門学校 院内保育所 看護小規模多機能型居宅介護事業所 訪問看護ステーション
-----	----	----	---	---	---	--	--	---

● 栗山赤十字病院

103	103	0	0	0	0	内科、リウマチ科、消化器内科、循環器内科、外科、整形外科、耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科、精神科、眼科、リハビリテーション科、放射線科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 臨床研修病院	院内保育所
-----	-----	---	---	---	---	--	---------------------------------	-------

● 清水赤十字病院

80	80	0	0	0	0	内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、泌尿器科、精神科、心療内科	救急告示病院 第一・二次救急指定病院 臨床研修病院	居宅介護支援事業所 訪問看護ステーション
----	----	---	---	---	---	--	---------------------------------	-------------------------

● 置戸赤十字病院

95	47	48	0	0	0	内科、消化器内科、リハビリテーション科	救急告示病院 第二次救急指定病院 臨床研修病院	
----	----	----	---	---	---	---------------------	-------------------------------	--

● 小清水赤十字病院

87	49	38	0	0	0	内科、糖尿病内分泌科、消化器科、循環器内科、整形外科、小児科、眼科、皮膚科	救急告示病院 第二次救急指定病院 臨床研修病院	院内保育所 訪問看護ステーション 介護医療院
----	----	----	---	---	---	---------------------------------------	-------------------------------	------------------------------

● 函館赤十字病院

137	137	0	0	0	0	内科、血液腫瘍内科、消化器内科、循環器内科、外科、乳腺外科、腫瘍外科、整形外科、麻酔科、皮膚科、放射線科、リハビリテーション科	救急告示病院 第二次救急指定病院 病院群輪番制二次救急	
-----	-----	---	---	---	---	---	-----------------------------------	--

10. 看護師養成事業

浦河赤十字病院に併設されている浦河赤十字看護専門学校及び北見市にある日本赤十字北海道看護大学において、赤十字の理想とする人道の理念を基調とした教育を展開しています。

臨床現場だけではなく、国内の災害救護活動や国際救援活動等、幅広い業務に対応できる看護師を養成しています。



グループワークで意見を出し合う学生たち
～防災教育事業～

【 学生数 】

養成施設（専門学校）	学年（年）	人数（人）
浦河赤十字看護専門学校	2	8
	3	9



日本赤十字社（本社）研修旅行



北海道赤十字血液センター施設見学

11. 血液事業

日本赤十字社の血液事業は、「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（血液法）」をはじめとする関係法令を遵守し、採血事業者及び製造販売業者として適切かつ確実な事業運営にあたり、国民の負託に応えることを使命としています。

令和7年7月には、血小板製剤に「細菌スクリーニング検査」を導入し、安全性の向上のため採血・供給体制を一部変更しました。

少子化が続く中、将来献血基盤の維持には若年層献血者数の増加が重要となるため、今後も北海道、各市町村と連携して献血者の確保に努めます。



移動献血車ひまわり号

（１）献血供給計画

１）供給計画

①輸血用血液製剤

令和7年度供給見込（以下、「供給見込」という。）は、令和6年度実績と比較し、赤血球製剤及び血小板製剤は減少、血漿製剤は微減を見込んでいます（表1）。

赤血球製剤については、医療ロボットの保険適用拡大による大量使用等の減少、人口及び患者の減少、医療の進歩により今後も緩やかな減少傾向が続くと考えています。

血漿製剤については、令和4年度以降100,000単位前後で推移しており、今後は血漿交換に左右されるものの、同等で推移していくと考えています。

血小板製剤については、20単位製剤が減少し10単位製剤が増加する低単位化が進んでおり、令和6年4月から20単位製剤の発注を主流としていた医療機関においても発注単位が10単位へと変更になり、今後も低単位化が進んでいくことが見込まれます。

令和8年度供給計画（以下、「供給計画」という。）は、過去2年間及び本年4～6月の供給実績と主要医療機関の需要動向等を踏まえ算出しました。（表2）

製剤別では、赤血球製剤は減少傾向が来年度も継続すると予測し、供給見込数より1,000単位減の352,000単位（見込比99.7%）としました。血漿製剤は、供給見込数から900単位増加の99,100単位（見込比100.9%）としました。血小板製剤は、今後は発注の低単位化が進んでいくものと予測し、供給見込数から1,900単位減の469,200単位（見込比99.6%）としました。

（表1）令和7年度輸血用血液製剤供給見込数（令和6年度供給実績対比）200mL換算

	合計	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤
見込	922,300単位 (96.8%)	353,000単位 (96.8%)	98,200単位 (99.8%)	471,100単位 (96.2%)

(表2) 令和8年度輸血用血液製剤供給計画数(令和7年度供給見込対比) 200mL換算

	合計	赤血球製剤	血漿製剤	血小板製剤
予測	920,300単位 (99.8%)	352,000単位 (99.7%)	99,100単位 (100.9%)	469,200単位 (99.6%)

②供給体制の見直し

平成30年度より供給体制の見直し(下記参照)に取り組んできました。今後も医療機関のご理解・ご協力のもと、更なる推進を図ります。

ア. 配送体制「定時配送を原則とする。」

定時外配送(時間指定便及び緊急便)の不要不急な利用を避け、定時配送を基本とすることにより、真に緊急を要する場合においても的確な対応が取れる供給体制を構築します。

イ. 受注体制「血液製剤発注システム(WEB発注)による受注を原則とする。」

安全な供給体制を構築するために、WEB発注の更なる推進に努めます。現在、98%以上の医療機関においてWEB発注のご登録をいただいています。

③医薬情報活動

医療機関に対して、『輸血療法の実施に関する指針』及び『血液製剤の使用指針』に基づいた血液製剤適正使用の啓発を行うとともに、「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」を踏まえた遡及調査や、GVP(医薬品製造販売後安全管理の基準)に基づく副作用情報の収集など、輸血の安全管理上必要な業務を担います。

医療機関の看護部門を対象に安全な輸血に資するように、個々の医療機関における実情に沿ったサポート活動のほか、全道を対象とした各種研修会の開催を通じて、輸血用血液製剤の正しい取り扱い方法等の普及を推進します。また、集合型の研修会のほか、オンラインでのセミナー等の実施に取り組んでおります。

医療機関における血液事業への理解をより深めていただくために、輸血用血液製剤の使用動向にかかる情報の入手に努めるとともに、血液事業の広報も進めます。

これらの医薬情報活動は、日本赤十字社の医薬情報活動方針の目的である「受血者の安全性向上及び血液事業の合理的かつ効率的な運営」に従い、医療機関、行政、並びに医師会等、各種団体とより密接に連携して進めます。

2) 献血計画

①需要に見合った献血の推進

製剤毎の供給予測に基づき全血献血(200mL献血・400mL献血)、血小板成分献血者数を算出し、また、国から示された血漿分画製剤用の原料確保目標量を加味した、献血計画を策定いたしました。

運用にあたっては、年度計画のほか、直近の医療機関における需要動向等の把握や、変化に的確に対応した献血計画を策定し、安定供給の達成に向けた対策を講じてまいります。

【全血献血】

令和8年度における全血献血の計画数は、供給予測に基づき184,844人（対令和7年度計画比：－1,016人、99.5%）としました。

また、医療機関の需要が400mL献血由来製品が大半であるため、400mL献血の推進を図り、全血献血全体の計画数に対する400mL献血の計画数の割合は需要に見合う96.5%と設定しました。

【成分献血】

令和8年度における成分献血の計画数は、供給予測に基づき55,543人（対令和7年度計画比：＋3,108人、105.9%）としました。

成分献血の内訳は、血漿成分献血が22,911人（対令和7年度計画比：＋2,076人、110.0%）、血小板成分献血が32,632人（対令和7年度計画比：＋1,032人、103.3%）としています。

◎献血計画

	合 計	全血献血		400 mL 献血率	成分献血		献血率*
		200 mL	400 mL		血漿	血小板	
計画数	240,387人	6,482人	178,362人	96.5%	22,911人	32,632人	4.8%

*献血率＝令和7年1月1日現在の全人口（北海道：5,044,825人）に対する献血計画数（合計）の割合

② 『献血Web会員サービス「ラブラッド」』を活用した献血者の確保対策

安定的な血液製剤の供給と献血者へのサービス向上を目的とした献血者確保を行う必要があります。

ア．会員登録の推進

令和4年9月にリリースした『ラブラッドアプリ』の登録を推進し、献血者へのサービス向上と安定した献血協力を確保します。

イ．予約献血の推進

『ラブラッド』を活用した予約献血を推進することで安定した献血者を確保し、必要に応じて電話による予約を依頼します。

また、献血者は指定した時間を予約することで採血までの待ち時間を短縮させることができます。

ウ．事前問診回答の推進

『ラブラッド』に登録している献血者は、献血当日に「事前問診回答」を行うことで献血会場での受付が簡略化できます。

エ．『ラブラッドプレ会員』の登録推進

献血可能年齢未満や献血未経験の方でも登録ができます。16歳までのカウントダウンや献血に関する情報を発信し、若年層を中心に推進する必要があります。

③将来を見据えた献血推進

将来の血液事業を見据え、以下の項目を重点的な対策として取り進めます。

ア．若年層（10代～30代）の献血率向上

少子化により献血可能な若い世代の人口が減少する一方、高齢化の影響で輸血を必要とする患者の比率は増加が見込まれ、現状の献血率のままでは近い将来、献血者数が不足する可能性があります。若年層への献血推進は重要かつ喫緊の課題です。

主な対策として、大学生を中心とした学生献血推進ボランティア団体による献血キャンペーンの実施やSNSを活用した広報により、年間を通した同世代への推進活動を継続します。

また、高校及び大学の理解を得て学校敷地内に献血バスを配車し、学生への呼びかけをはじめサークルや部活動を通して協力依頼を進めます。

イ. 安定的な団体献血の確保

献血協力事業所のネットワークや献血推進団体であるライオンズクラブ等を通して、社会貢献活動の一環として協力いただける新たな献血協力事業所を募集するなど、支援体制の構築を継続します。

また、献血サポーター活動に参加いただける企業や団体を積極的に募集し、献血活動の普及、拡大を図ります。

ウ. 複数回献血の増加

『献血Web会員サービス「ラブラッド」』を活用して、定期的に要請メールを配信し、予約献血の促進及び複数回献血をしていただけるよう取り組みます。

エ. 献血の教育・周知活動

将来の献血を担う小中学生への啓発事業として、学校に直接出向き、「総合的な学習」の時間等を活用して、献血セミナー等の活動を北海道及び教育庁学校教育局健康・体育課と連携し推進します。

また、献血推進団体及び献血協力企業に対しても献血セミナーの開催を促す活動を継続して行います。

オ. 原料血漿確保の必要性を周知

血漿分画製剤（特に免疫グロブリン製剤）の需要増加に伴い、同製剤用原料血漿の必要量が増加しています。献血希望者に対して、輸血用血液製剤と同様に血漿分画製剤が必要であることを説明し、成分献血未経験の方への血漿成分献血のご協力をいただけるよう要請します。

カ. 献血者が安心して献血できる環境の整備

献血者に対する接遇マナー向上を図るため、受付職員へのマナー講習を継続的に行うとともに、アンケート等により献血者の要望を把握し、献血受入体制の改善・向上に努めます。

特に初回献血者が抱えている不安等を取り除くために、採血の手順や採血後の過ごし方等について、映像（YouTube）やリーフレット等を活用した事前説明を十分に行い、献血者の安全確保を図ります。

（２）輸血用血液の安全確保

１）個別NAT（核酸増幅検査）導入による輸血用血液製剤の安全性向上

平成26年８月に個別NATが導入されて以降、全国的にC型肝炎ウイルス（HCV）、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による輸血後の感染事例は報告されていません。

また、プールNAT時代には毎年数例報告されていたB型肝炎ウイルス（HBV）の感染事例についても、令和６年までに11件と減少しており、個別NATの導入が輸血用血液製剤の安全性向上に大きく寄与していると考えられます。

また、国の研究機関と連携し、陽性率が高い北海道内の献血者を対象として試行的に実施してきたE型肝炎ウイルス（HEV）のNAT検査についても、令和2年8月より全国全ての献血血液に対して行われるようになり、HEV NAT導入後の輸血用血液製剤による感染は現在確認されていません。

2）血小板製剤に対する細菌スクリーニング検査導入

輸血後細菌感染に対する安全対策として令和7年7月より全血小板製剤に対して細菌スクリーニング検査を導入しました。

導入により輸血後細菌感染の発生について減少することが期待されています。

3）研究開発計画

検査部門では、感染症や血液型検査の検査法に関する検討を実施し、製造部門では、血液製剤の品質データ取得や新しい血液製剤の開発にかかる検討を行っています。

検査部門の研究開発は、感染症検査（HEV、ヒトパルボウイルスB19、梅毒等）において、輸血用血液の安全性の向上および有効利用に関する検査法の評価やその改良、さらに献血者の健康管理に有用な検査法について技術的検討を実施しています。

血液型関連検査では、不規則抗体が赤芽球系前駆細胞（せきがきゅうけいぜんくさいぼう）の分化抑制に及ぼす影響、次世代シーケンサーを用いたHLAタイピング検査方法の開発、ABO型異型血小板の輸血不応を血小板貪食試験（けっしょうばんどんしょくしけん）による解析を行っております。

製造部門の研究開発では、有効期間を超過した血小板製剤や製造工程で廃棄される血液を再生医療に活用する検討を実施し、得られた成果を海外の学術雑誌等に報告しました。

また、欧州を中心に規制が強化されている血液バッグの可塑剤溶出に関する検討、新規血液製剤として注目されている凍結乾燥血漿および全血分離の新しい装置の基礎検討も行っています。さらに、献血血液の検査後に廃棄される検査残余検体を活用し、血液製剤の性質を評価する試料として利用可能かどうかを調べる検討も開始しました。

今後も、輸血用血液の安全性・品質向上および貴重な献血血液の有効活用を目指した研究開発を継続して進めていきます。

（3）遡及調査

「血液製剤等に係る遡及調査ガイドライン」（令和4年5月一部改正）に基づき、感染症マーカーが陽転した複数回献血者の過去の献血血液並びに感染症副作用報告の原因候補血液等の病原体感染が疑われる事例について、その血液から製造された輸血用血液製剤や血漿分画製剤の供給停止と回収処理、及び医療機関への情報提供等の措置を講じています。

感染が疑われる事例での供給停止と回収処理によって新たな輸血患者への健康被害の拡大が防止され、また医療機関への情報提供によって万が一輸血患者が感染していた場合の早期発見・早期治療が可能となります。

(4) さい帯血バンク事業

我が国における非血縁者間の造血幹細胞移植は、平成27年以降、骨髄移植よりも臍帯血移植の方が多く実施されています。令和7年11月末時点での臍帯血バンクの移植症例数は1,250件、骨髄バンクが取り扱う骨髄・末梢血幹細胞の採取数は991件となっています。

全国の公的さい帯血バンクに保存されている移植用臍帯血の数は、令和7年12月現在で10,619本であり、前年の同時期の10,137本と比べて微増しました。

令和6年度の北海道さい帯血バンクへの臍帯血到着数は2,074本で、そのうち442本を移植用臍帯血として調製保存しました。令和7年度は到着数が約2,500本、調製保存数が450本以上となる見込みであり、移植用臍帯血の確保が順調に進んでいます。

そのため、移植医療機関のニーズが高いCD34陽性細胞数の多い原料臍帯血を優先的に調製保存する取り組みを開始しました。移植医療機関への提供数や移植件数も例年並みに順調に推移しています。

また、現在も昨年度同様、道内14施設の産科医療機関の協力を得て臍帯血採取を行っている状況です。臍帯血を保存し患者に届けるためには、多くの方の理解が必要となります。

マスメディアやSNS等を活用した臍帯血移植の普及啓発活動、看護師・助産師専攻の学生を対象とした講義の継続に加え、令和7年度には造血幹細胞移植拠点病院研修会への協力や、妊婦及び乳児の母親を対象とした臍帯血バンク見学会を実施しました。

今後も引き続き、造血幹細胞移植事業に貢献できるよう活動します。

(5) 骨髄提供者登録事業

白血病や重症再生不良性貧血等に対する治療法の一つである骨髄移植に関し、国から委託を受けた骨髄バンク事業の支援機関として、骨髄提供希望者の登録業務や普及啓発に関する支援を行っています。

令和7年度（4～11月）における北海道内の新規登録者数は644人、令和6年度の同期間の新規登録者数と比較して217人減少しています。

令和8年度にはスワブ検査及びオンライン登録の本格導入が予定されており、血液採取を伴う登録方法と比較して簡単になることから、特に若い世代の登録者数増加が期待されるところです。

一方で、血液採取による登録方法も継続するため、引き続き骨髄提供希望者の登録事業が円滑に進むよう支援に努めます。

Ⅲ

令和8年度一般会計
歳入歳出予算額

歳入

単位：千円

科目	区分	令和8年度	令和7年度	摘要
社 資 收 入	一般社資収入	354,980	353,035	会費収入 寄付金等収入 指定事業社資収入（個人）
	法人社資収入	49,558	50,814	指定事業社資収入（法人） その他社資収入
補助金及び交付金収入		6,180	6,114	管理経費調整交付金収入 その他本社交付金収入
繰 入 金 収 入	資金繰入金収入	101,407	127,549	国際救護活動資金繰入金収入 施設整備準備資金繰入金収入
	他会計等繰入金収入	7,813	7,873	他会計繰入金収入（医療）
貸付金償還金収入		2,500	3,100	他会計貸付金償還金収入（社福）
資 産 収 入		1,268	1,679	地代収入 家賃収入
雑 収 入	利 子 収 入	10	1	預貯金利子収入
	負 担 金 収 入	12,922	12,922	講習会等負担金収入
	雑 収 入	2,676	1,983	雑収入
前 年 度 繰 越 金		4,496	6,518	前年度繰越金
合 計		543,810	571,588	

歳出

単位：千円

科目	区分	令和8年度	令和7年度	摘要
災 害 救 護 事 業 費	災害救護指導事業費	19,710	18,469	救護班指導費他
	災害救護装備費	23,034	20,403	装備費他
	非常災害救援 非 常 災 害 救 援 物 資 整 備 費	3,000	3,000	救援物資整備費
	救 護 看 護 師 費 救 護 指 導 費	638	555	養成費
社 会 活 動 費	救急法等普及費	26,939	29,124	救急法等普及事業費他
	奉 仕 団 活 動 費	14,648	14,471	奉仕団育成費他
	青少年赤十字活動費	7,168	9,124	青少年赤十字指導育成費他
	社会福祉活動費	648	735	社会福祉活動指導事業費
	医 療 事 業 費	13,651	13,573	医療指導費他
	血 液 事 業 費	4,902	4,498	血液事業普及整備費他
国 際 活 動 費		1,574	1,806	国際開発協力事業費他
指定事業地方振興費		7,000	7,000	災害救護設備整備費他
地区区分交付金支出		60,812	60,760	事務費・事業費交付金支出
社 業 振 興 費	社 業 振 興 費	53,622	52,839	社資募集及び会員管理費他
	広 報 活 動 費	16,874	20,123	広報活動費他
基盤整備交付金・補助金支出		4,494	4,630	医療施設基盤整備交付金支出他
支 付 金 出 金	他会計貸付金支出	2,500	3,100	他会計貸付金支出（社福）
支 積 立 金 出 金	退職給与資金特別 会 計 積 立 金 支 出	10,794	10,615	退職給与資金特別会計積立金支出
総 務 管 理 費	評議員会等諸費	1,710	1,656	評議員等諸費
	総 務 管 理 費	101,576	98,641	管理費他
	監 査 費	1,201	1,380	監査委員監査費他
資産取得及び資産管理費		108,684	136,558	設備費他
本 社 送 納 金 支 出		56,631	56,528	本社送納金支出
予 備 費		2,000	2,000	予備費
合 計		543,810	571,588	

Ⅳ 税制上の優遇措置

個人並びに法人が日本赤十字社に対して寄付（社費（会費）及び寄付金）した場合、税制上の優遇を受けることができます。

納入者 区 分	措置の名称等	関係根拠法令	適用期間	措 置 の 内 容 等
個 人	①特定寄付金	所得税法第78条 第2項第3号	通年	寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の40％まで）から2千円を差引いた額が、寄付者の年間所得総額から控除されます。
	②住民税にかかる 寄付金控除	地方税法第37条の2 及び同法施行令 第7条の17	通年※	総務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額（但し、上限は寄付者の年間所得額の30％まで）から2千円を差引いた額の10％が、寄付者の住民税額から控除されます。 ※各都道府県支部に寄付の場合で、総務大臣が承認する支部事業計画の範囲内で適用されます。
	③相続税の非課税	租税特別措置法 第70条	通年	相続により取得した財産の全部又は一部を寄付した場合、寄付した相続財産の価格は、相続人の納めるべき相続税の課税価格に算入されません。
法 人	④指定寄付金	法人税法第37条 第3項第2号	毎年 4月～ 9月	財務大臣が毎年指定告示する日赤事業に対してなされる寄付金の全額が、法人の事業年度の所得の計算上、法人の寄付限度額にかかわらず損金の額に算入されます。
	⑤特例扱寄付金 〔特定公益増進法人 に対する寄付金〕	法人税法第37条 第4項	通年	法人の通常有する寄付金損金算入限度額と特定公益増進法人への寄付に対する損金算入限度額を合わせた金額の範囲内で拠出された寄付金の額が、損金に算入されます。

日本赤十字社の表彰制度は、以下のとおりです。

○社資（社費（会費）及び寄付金）による表彰

種 別		金 額	表 彰 品
特 別 社 員		社費（会費）として一時又は毎年2,000円以上で累計2万円以上納めた個人・法人	・ バッジ ・ 称号付与通知書
表 彰 状		社費（会費）の累計額が10万円以上の個人・法人（団体）	・ 表 彰 状
感 謝 状		寄付金品の累計額が10万円以上の個人・法人（団体）	・ 感 謝 状
有 功 章	銀 色	社費（会費）又は寄付金として、 一時または累計20万円以上納めた個人・法人・団体	・ 有 功 章（楕型）
	金 色	社費（会費）又は寄付金として、 一時または累計50万円以上納めた個人・法人・団体	・ 有 功 章 （個人は勲章式、 法人・団体は楕型）
社 長 感 謝 状		金色有功章受章後、社資として50万円（50万円に達するまでの分納額の合算を認める）以上拠出の都度	・ 感 謝 状

○国の表彰

赤十字への寄付に対して国の表彰制度があります。

- ①厚生労働大臣感謝状……寄付の額
- | | | |
|----|--------|--------------|
| —— | 個人 | 1,000,000円以上 |
| | 法人（団体） | 3,000,000円以上 |
- （記念品つき）

（注1） 同一の個人又は団体から同一年度内に2回以上の寄付があった場合には、その合計額をもって寄付の額とする。

（注2） 日本赤十字社に対して物品の寄付があった場合には、その評価額をもって寄付の額とみなす。

- ②紺綬褒章……寄付の額
- | | | |
|----|--------|---------------|
| —— | 個人 | 5,000,000円以上 |
| | 法人（団体） | 10,000,000円以上 |

○業務功労による表彰

役 職	地（分）区長	在職基準 6 年	銀色有功章（楕型）	12 年	金色有功章（楕型）
	副地（分）区長	” 8 年	”	16 年	”
	参与・収入委員	” 3 年	銀色粹感謝状	6 年	金色粹感謝状
	幹事・事務長	” 10 年	銀色有功章（楕型）	20 年	金色有功章（楕型）
	事務委員・事務員				
献血者 — 献血者の回数 — 70 回…銀色有功章（盃） 100 回…金色有功章（盃）					
協 賛 委 員					
奉仕団員等奉仕者					
青少年赤十字指導者					
献 血 推 進 者					
奉 仕 団					
青少年赤十字加盟校					
献 血 団 体					
献 血 推 進 団 体					

○献血功労による表彰

種 別		表 彰 基 準
献血功労表彰制度	有功章	銀色有功章 — 献血回数70回以上 金色有功章 — 献血回数100回以上 但し、旧規則の基準により銀色又は金色有功章を受章された方を除く
	記念品	1. 献血10回に到達したとき 2. 献血30回に到達したとき 3. 献血50回に到達したとき
献血者顕彰規程	感謝状	4. 献血200回到達者で以後100回到達の都度 5. 献血50回以上の献血者が満60歳を迎えた後に献血したとき 6. 献血50回以上の献血者が満68歳を迎えた後に献血したとき

VI

北海道支部役員等名簿

日本赤十字社北海道支部・本社役員及び評議員名簿

令和8年3月31日現在

○役員

役職名	氏 名
支 部 長	鈴 木 直 道
副 支 部 長	高 薄 浩 志
〃	池 上 喜重子
〃	古 岡 昇
監 査 委 員	中 村 栄 作
〃	松 川 寛
〃	山 口 修 二
本 社 理 事	工 藤 祐 三
本 社 代 議 員	小 笠 原 弘
〃	川 西 智 子
〃	工 藤 祐 三
〃	渡 辺 光 信
〃	岩 本 節 子
〃	軍 司 勝 裕
〃	円 谷 正 雄
〃	新 谷 龍 一 郎
〃	横 堀 道 子
〃	三 原 克 也
〃	吉 田 素 子

○評議員

選 出 別	氏 名
石 狩	今 村 妙 子
渡 島	佐 藤 静 子
桧 山	小 笠 原 弘
後 志	猪 瀬 剛 平
空 知	欠 員
上 川	西 川 典 子
留 萌	堀 輝 子
宗 谷	渡 辺 光 信
オホーツク	山 前 邦 夫
胆 振	欠 員
日 高	東 海 林 弘
十 勝	軍 司 勝 裕
釧 路	佐 藤 廣 高
根 室	円 谷 正 雄
札幌市中央区	片 岡 佐 規 子
札幌市北区	長 尾 由 紀 子
札幌市東区	岩 田 徳 夫
札幌市白石区	山 中 忠 典
札幌市厚別区	佐 藤 アツ子
札幌市豊平区	岩 本 節 子
札幌市清田区	吉 田 和 子
札幌市南区	欠 員
札幌市西区	那 須 野 敦 子
札幌市手稲区	平 川 登 美 雄

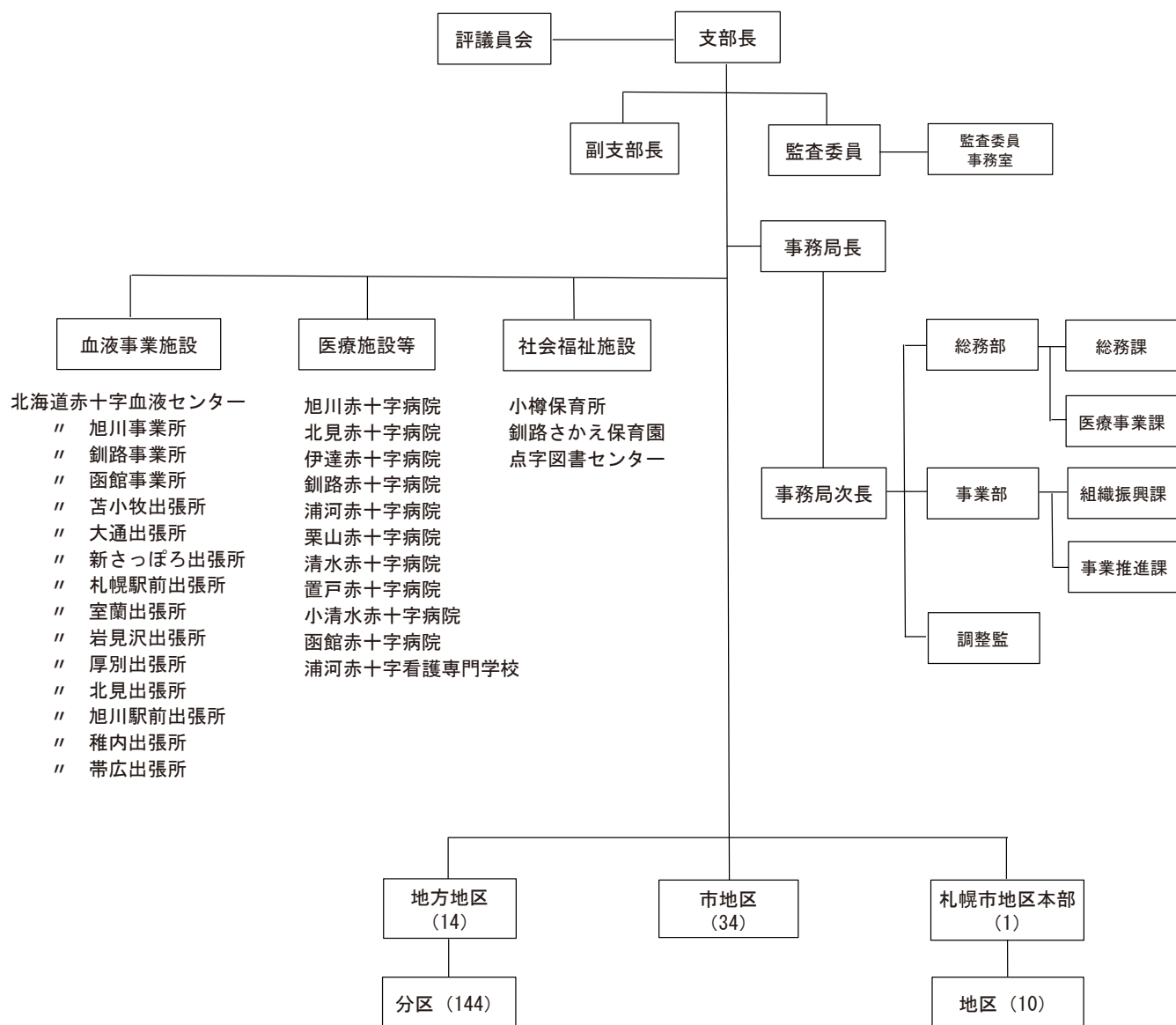
○評議員

選 出 別	氏 名
函 館 市	奥 野 秀 雄
小 樽 市	盛 昭 義
旭 川 市	新 谷 龍 一 郎
室 蘭 市	沼 田 俊 治
釧 路 市	三 原 克 也
帯 広 市	作 田 克 博
北 見 市	永 田 正 記
夕 張 市	高 橋 京 子
岩 見 沢 市	野 尻 昌 子
網 走 市	中 安 範 子
留 萌 市	欠 員
苫 小 牧 市	藏 本 満 惠
稚 内 市	佐 久 間 朋 子
美 唄 市	川 西 智 子
芦 別 市	欠 員
江 別 市	工 藤 祐 三
赤 平 市	曾 我 部 芳 子
紋 別 市	柴 門 憲 一
士 別 市	興 水 信 弘
名 寄 市	吉 田 素 子
三 笠 市	本 間 誠
根 室 市	長 谷 川 俊 輔
千 歳 市	荒 洋 一
滝 川 市	高 谷 富 士 雄
砂 川 市	欠 員
歌 志 内 市	工 藤 美 世 子
深 川 市	佐々木 新 一
富 良 野 市	野 嶋 重 克
登 別 市	鳴 海 文 昭
恵 庭 市	欠 員
伊 達 市	菅 俊 治
北 広 島 市	河 井 任
石 狩 市	玉 造 啓 子
北 斗 市	大 折 伸 明
支 部 長 選 出	北 山 雄 彦
支 部 長 選 出	原 田 裕
支 部 長 選 出	棚 野 孝 夫
支 部 長 選 出	横 堀 道 子
支 部 長 選 出	田 中 勉
支 部 長 選 出	三 國 昌 人
支 部 長 選 出	廣 田 恭 一
支 部 長 選 出	佐 藤 隆 久
支 部 長 選 出	北 條 道 枝
支 部 長 選 出	欠 員
支 部 長 選 出	欠 員

VII

日本赤十字社北海道支部組織図

(令和8年4月1日現在)



<本社直轄> 日本赤十字社北海道ブロック血液センター

<学校法人日本赤十字学園運営> 日本赤十字北海道看護大学

北海道支部施設

日本赤十字社北海道支部

〒060-0001 札幌市中央区北1条西5丁目1
011(231)7126

日本赤十字社北海道支部

点字図書センター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1
道民活動センタービル5階 011(271)1323

日本赤十字社北海道ブロック血液センター

北海道赤十字血液センター

〒063-0802 札幌市西区二十四軒2条1丁目1-20 011(613)6121

北海道赤十字血液センター

大通出張所(大通献血ルーム)

〒060-0042 札幌市中央区大通西4丁目6-1
札幌大通西4ビル11階 011(271)6381

北海道赤十字血液センター

新さっぽろ出張所

(新さっぽろ献血ルーム)

〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目6-2
duo1 地下1階 011(895)2555

北海道赤十字血液センター

札幌駅前出張所

(アスティ献血ルーム)

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1
アスティ45ビル7階 011(200)4545

北海道赤十字血液センター

厚別出張所

〒004-0052 札幌市厚別区厚別中央2条5丁目2-1
クラスターユーエム1階 011(801)7102

北海道赤十字血液センター

岩見沢出張所

〒068-0833 岩見沢市志文町966-24
0126(24)9111

日本赤十字社小樽保育所

〒047-0034 小樽市緑1丁目9-9
0134(22)5223

北海道赤十字血液センター

稚内出張所

〒097-0024 稚内市宝来5丁目3-17 0162(29)0011

旭川赤十字病院

〒070-8530 旭川市曙1条1丁目1-1 0166(22)8111

北海道赤十字血液センター

旭川事業所

〒070-0817 旭川市川端7条10丁目1-50 0166(52)2211

北海道赤十字血液センター

旭川駅前出張所

(北彩都あさひかわ献血ルーム)

〒070-0030 旭川市宮下通7丁目2-5 イオンモール旭川駅前4階
0166(25)5660

置戸赤十字病院

〒099-1131 常呂郡置戸町字置戸77 0157(52)3321

北見赤十字病院

〒090-8666 北見市北6条東2丁目1 0157(24)3115

北海道赤十字血液センター

北見出張所

〒090-0817 北見市常盤町3丁目6-17
0157(25)5501

小清水赤十字病院

〒099-3642
斜里郡小清水町南町2丁目3-3
0152(62)2121

清水赤十字病院

〒089-0195 上川郡清水町南2条2丁目1 0156(62)2513

栗山赤十字病院

〒069-1513
夕張郡栗山町朝日3-2
0123(72)1015

釧路赤十字病院

〒085-8512 釧路市新栄町21-14 0154(22)7171

北海道赤十字血液センター

釧路事業所

〒085-0061 釧路市芦野2丁目12-20 0154(38)7500

認定こども園

日本赤十字社釧路さかえ保育園

〒085-0017 釧路市幸町11-1-1 0154(65)8008

北海道赤十字血液センター

帯広出張所(帯広すずらん献血ルーム)

〒080-0807 帯広市東7条南9丁目13-4 0155(25)0101

浦河赤十字病院

〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ1-2-1 0146(22)5111

浦河赤十字看護専門学校

〒057-0007 浦河郡浦河町東町ちのみ1-3-39 0146(22)1311

伊達赤十字病院

〒052-8511 伊達市末永町81
0142(23)2211

北海道赤十字血液センター

苫小牧出張所

〒053-0052
苫小牧市新開町4丁目6-17
0144(61)1715

北海道赤十字血液センター

室蘭出張所

〒050-0083 室蘭市東町1丁目20-42
0143(45)2330

函館赤十字病院

〒040-8631 函館市堀川町6-21 0138(51)5315

北海道赤十字血液センター

函館事業所

〒040-0022 函館市日乃出町23-8 0138(56)2211